資金運用規程

学校法人 菅原学園

平成29年 4月1日(制 定)

平成29年 4月1日(発 行)

(令和 2年 4月1日 (第3回改正))

(第4版)

承認	作 成
令和2年4月1日	令和2年4月1日

資金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園の運用財産としての資金の運用に関する事項に ついて定め、適正かつ有効な資金運用の実施を図り、健全経営に資することを目的と する。

(資金の定義)

第2条 この規程において資金とは、金融機関(銀行、証券会社等)を通じて運用する資産をいう。

(資金の運用責任者)

第3条 資金の運用責任者は理事長とし、あらかじめ理事長が指名する担当の理事(以下 「担当理事」という。)がこれを補佐する。

(運用財産の運用)

第4条 運用財産の運用は、安全有利な方法、すなわち元本の回収できる可能性が高く、 かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行わなければならない。

(資金の運用方針)

第5条 資金の運用方法及び資金の額は、理事長がこれを行う。

(資金の運用区分)

- 第6条 資金の運用は、下記の区分に従って行うものとする。
 - (1) 運用財産のうち、日常業務の遂行に必要な資金以外のものについては、貸借対照表 における「その他の固定資産」として区分する。
 - (2) 運用財産のうち、日常業務の遂行に必要な資金は、貸借対照表における「流動資産」として区分する。

(資金運用の手続き)

- 第7条 前条第1号及び第2号に定める資金の運用を行う場合は、以下に定める稟議手続きにより行うものとする。
 - (1) 稟議書は、法人本部長及び担当理事を経て理事長がこれを決裁し、起案者に通知する。決裁条件がある場合はその内容を付記しなければならない。
 - (2) 資金の運用は、決裁のあった後に実行するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合、又は理事長が特に承認した場合はこの限りでない。
 - (3) 決裁を受け資金の運用を行った以後において、資金の運用を変更する必要が生じたときは、前項までの手続きに準じて資金運用の変更を行うものとする。

(資金の運用管理)

第8条 理事会は、必要に応じ担当理事より資金の運用管理状況の報告を受けるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

制定 平成29年 4月 1日(制定)

改正 平成30年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日(第2回改正)